

○村上市介護保険条例（抜粋）

平成20年 4 月 1 日

条例第160号

改正 平成21年 3 月27日 条例第21号
平成24年 3 月23日 条例第14号
平成25年 6 月27日 条例第40号
平成27年 3 月20日 条例第34号
平成27年 6 月19日 条例第52号
平成28年 3 月22日 条例第20号
平成30年 3 月19日 条例第17号
平成30年 7 月 2 日 条例第34号
令和元年 5 月27日 条例第 1 号
令和 2 年 4 月30日 条例第30号
令和 2 年 5 月25日 条例第37号
令和 3 年 1 月 1 日 条例第142号
令和 3 年 3 月22日 条例第 8 号
令和 3 年 3 月31日 条例第16号
令和 4 年 3 月31日 条例第26号
令和 5 年 3 月31日 条例第14号

（目的）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき村上市（以下「市」という。）が行う介護保険について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営協議会）

第15条 介護保険事業計画の策定及び評価、介護保険事業の運営その他の介護保険に関する事項を審議するため、村上市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○村上市介護保険運営協議会規則

平成20年 4 月 1 日

規則第109号

改正 平成23年 3 月31日規則第 8 号

平成27年 3 月10日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市介護保険条例（平成20年村上市条例第160号）第15条の規定に基づき、村上市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 保健、医療又は福祉関係者
- (3) 介護保険指定事業者
- (4) 学識を有する者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決定し、可否同数のときは、会長が決定する。

4 会長は、専門の事項を審議する必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見又は説明を求めることができる。

(委員会等)

第 6 条 協議会に地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、介護高齢課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

○村上市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成20年 4 月 1 日

告示第61号

改正 平成23年 3 月31日告示第129号

(設置)

第1条 村上市介護保険運営協議会規則（平成20年村上市規則第109号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、村上市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス等の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等の介護報酬等に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の質の確保、運営評価等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運営委員会が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(委員)

第3条 運営委員会は、村上市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員で構成する。

- 2 会長は介護保険運営協議会長が兼任し、副会長は介護保険運営協議会副会長が兼任する。

(委員の任期)

第4条 運営委員会委員の任期は、介護保険運営協議会委員の任期とする。

(会議)

第5条 会議については、規則第5条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、介護高齢課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日告示第129号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

○村上市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成20年 4 月 1 日

告示第57号

改正 平成23年 3 月31日告示第128号

(設置)

第1条 村上市介護保険運営協議会規則（平成20年村上市規則第109号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、村上市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 村上市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関すること。
- (2) センターの設置、運営等に関すること。
- (3) 地域の連携、支援体制等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(委員)

第3条 運営協議会は、村上市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員で構成する。

2 会長は介護保険運営協議会長が兼任し、副会長は介護保険運営協議会副会長が兼任する。

(委員の任期)

第4条 運営協議会委員の任期は、介護保険運営協議会委員の任期とする。

(会議)

第5条 会議については、規則第5条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、介護高齢課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日告示第128号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。